

公益財団法人高松市国際交流協会 私費海外留学生奨学金支給要綱

1 趣旨

(公財)高松市国際交流協会では、諸外国に留学し、積極的に勉学に励み、現地の文化に触れ、交流を促進する市民に対し、海外留学奨学金を交付することにより、21 世紀を担う国際的な感覚と視野に富んだ人材を育成し、より一層の国際化を促進することを目的とする。

2 募集人員

5 名

3 奨学金交付概要

当該年度において、留学を開始または、留学中の方で原則 **6 か月**以上の留学に伴う授業料(入学費、住居費、海外留学保険料、渡航費等は対象外)を対象に交付します。

【給付額】 1 人 1 回に限り 30 万円 (授業料が 30 万円に満たない場合は支払った授業料を支給)

【給付方法】 授業料の支払い証明書等提出後、奨学生名義の口座に給付

4 応募資格

支給対象者は次の各号のいずれにも該当する方です。

- (1) 義務教育を修了した方
- (2) 当該年度の 4 月 1 日現在 1 年以上継続して高松市に住所を有する方、またはその子等
- (3) 外国籍の方の場合は日本の永住権を許可されている方
- (4) 心身ともに健康である方
- (5) 本奨学金の目的を理解し、**積極的に地域の国際化に取り組む意欲のある方**
- (6) 当該年度の 4 月 1 日現在、40 歳未満の方
- (7) 当該年度の 4 月 1 日現在、他機関、及び留学先の大学等から給付される奨学金を受けていないこと
- (8) 官公庁または企業等の派遣による留学でないこと
- (9) 本奨学金を過去に受給したことがないこと

5 応募方法

以下の提出書類を持参または郵送(当日必着)で(公財)高松市国際交流協会へ申し込んでください。

【〒760-0017 高松市番町一丁目 11 番 63 号 アイパル香川内】

必要な様式については、協会のホームページ【<http://tia-takamatsu.jp/>】からのダウンロード、もしくは協会事務局でお渡しします。

- (1) 応募申込書 (様式 1)
- (2) 略歴記入用紙 (様式 2)
- (3) 【高松市内に住所を有する場合】住民票の写しまたは、在留カードの写し
【高松市内に住所を有する方の子等の場合】親の住民票または在留カードの写しどちらかと続柄を証明できるもの
- (4) 日本語小論文：テーマ「海外留学の目的と今後の国際交流と多文化共生について」
協会指定 400 字詰原稿用紙(A4)3 枚程度、はじめに表題、氏名を書いて下さい。
- (5) 留学先の大学等の入学許可書(留学受入通知書)の写し(学位コースや開始、修了年月日を記載しているもの)
* 日本語以外の言語で記載されているものは日本語訳(本人による訳でも可)を添付して下さい。
- (6) 提出書類チェックリスト(様式 3)

- (7) 選考結果返信用封筒(定型長 3 封筒)に選考結果返信先の住所と氏名を記載の上、82 円分の切手を貼付のこと。

6 選考方法

選考委員会において書類選考

7 奨学生(内定者)の決定

- (1) 選考結果の確定時点で留学先からの入学許可が得られている方は奨学生として正式に決定されます。
- (2) 選考結果の確定時点で留学先からの入学許可が得られていない場合は、内定扱いとなり、入学許可取得後正式決定します。入学許可が得られない場合は、奨学金の支給を受け取ることができません。

8 奨学金交付の取消、及び返還について

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全額、または一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在学する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、停学等で学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

9 奨学生としての義務

- (1) 学業を終え帰国後は卒業(修了)証明の原本及び成績証明書の写しを添えて、修学状況報告書を提出して下さい。
- (2) 国際交流活動促進のため、留学後は積極的に当協会の国際交流活動に参加して頂きます。

10 委任

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

11 附則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する